

第七十五回
参議院文教委員會會議錄第九号

昭和五十年五月八日(木曜日)

午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

内藤三郎君
有田 一寿君
久保田藤麿君
久保 亘君
加藤 進君

委員

山東 昭子君
志村 愛子君
高橋 登富君
中村 登美君
藤井 丙午君
宮田 輝君
最上 進君
粕谷 照美君
鈴木美枝子君
宮之原貞光君
内田 善利君
矢原 秀男君
小巻 敏雄君
中沢伊登子君

國務大臣

文部 大臣
永井 道雄君

政府委員

文部政務次官 山崎平八郎君
文部大臣官房長 清水 成之君
文部省学術國際局長 木田 宏君
文化庁長官 安達 健二君
文化庁次長 内山 正君

事務局側

常任委員会専門員 福 嘉衛君

本日の會議に付した案件
○文化功勞者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前回に引き続き、本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○粕谷照美君 最初にちょっと古い話になりますけれども、文化功勞者に対する年金制度が確立されたのは昭和二十六年でございますけれども、当時の背景あるいはこの理由、それはどこにあったかということについて詳しくお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(清水成之君) ただいまの点でございますが、戦後日本が文化国家として発足するにつぎまして、それにふさわしい施策をいかように進めるか、こういうことが問題になったと思うのでございます。従来から、御承知のとおり、文化勲章令によりまして文化勲章制度が文化という面には一つございました。それからまた、御承知のとおり、一般の叙勲制度があったわけでございます。さらにまた、紫綬褒章等の褒章制度があったわけでございます。

御案内のとおり、これらの点につきましては、どちらかと申しますと精神的な顕彰の制度でございます。物質的なものではございませんで、精神面でこれを顕彰していくという制度でございます。

そこで、こういう方々に対して物質的に何らかの顕彰ということが考えられるかどうか、文化勲章イコールそこ何か物質的なものを加えられるかと、こういうようなことも検討をされたわけ

でございますが、御案内のとおり、憲法の榮典に対する特權付与の制限と申しますか、禁止の問題との関連がございまして、文化勲章は勲章とし、それにまた物質的に金の面でも何らかの顕彰制度を設ける、こういうことは、榮典制度とは切り離した別個の制度として発足をさせるべきである、こういうようなことから文化功勞者年金制度、こういうものが設けられて、精神面また物質面の両面から文化の振興を図ってまいろう、こういうような趣旨からこの制度ができたというふうに承知をいたしておる次第でございます。

○粕谷照美君 それでは、その次にお伺いすることとは、昭和二十六年以降、神武景氣あるいは岩戸景氣と言われるような經濟變動の激しい年月を経てきておりますけれども、政令によって年金額を決めたということではなくて、国会の議を経てこの額を決定してきたというそのよつてきたものは一体何だったのでしょうか。

○政府委員(清水成之君) 当時、いま御指摘の点でございますが、発足当初以来、年金法自体で金額が明定をされておったわけでございます。当時の立案過程等多少伺ったところによりますと、議論はあつたようでございます。金額を法律で明定しておくのがいいか、あるいはまた学士院年金等あるいは芸術院年金等、これは予算の範囲内で文部省令に委任をされておるわけでございまして、その辺どうするか、こういう議論があつたよう

でございますが、この際金額を法律で明定をしようといふと、年金を起すんだからそういうふうにしていくといふのが発足当初の趣旨であつた、かように立案過程の話として承知をしておるわけ

でございます。そうすると、その精神はいまでも生きてゐるわけですか。

○政府委員(清水成之君) そういうことで発足以来参つたわけでございますが、御案内のとおり、いろいろと社會經濟情勢の變化、提案理由説明で大臣からも申しましたように、社會經濟情勢の著しい變化という点、それからまた、予算の御審議の際に、このことにつきまして十分御審議をいたしまして決定されましたので、それを踏まえてひとつ政令にお任せをいたしまして速やかに受給対象者に支給をさせていただきます、こういうふうな私どもとしては考えた次第でございます。今回そういう趣旨でひとつお願いをしたいというところで提案をするわけでございます。

○粕谷照美君 必ずしも、このことについて反対をするという立場ではないわけですが、いままの御説明では納得がし切れないわけですね。予算の審議の際に十分にやれるからいいというふうにおっしゃいますけれども、問題はそんなことではないというふうに考えます。いままでの歴史的な経過から言つても、やっぱり正式には文教委員會でこの国会の議を経てやっていくというふうな筋道を通るのが本當は至当なんだろうというふうに思つておるわけですが、去年の私は提案理由を読んだみました。

昨年、つまり四十九年三月の文化功勞者年金法一部改正に関する提案理由というのを見ますと、一応前段の方は省きまして途中からを読み上げますと、「昭和四十六年の改正以来百五十万円とされてまいつた」、「その間における國民の生活水準の向上、經濟事情の變遷には著しいものがあり、また、なお一そうわが國文化の向上發達を期する見地からも、この際、年金額を改定して、云々と、こういうふうになつてゐるわけです。

それで、考えてみますと、四十七年、四十八年の国会では、この二年間というのには特に上げるべき経済的社会的事情というものはなかった、それで出さなかったというふうに考えられるのかというところが一つあるわけです。

○政府委員(清水成之君) いまもお話ございましたように、四十六年度で百五十万円になったわけでございますが、発足当初五十万円、それから三十九年度に百万円、四十六年度に百五十万、こういうことで沿革的に申しまして推移をし、また増額をしていただいていたわけでございます。四十七、四十八年度でそういうことを考えなくてよかったですか。四十九年度に至りまして二百万ということでは御提案し、またさきの臨時国会でお認めいただいたわけでございますが、これは、正直に申しまして、四十七、四十八年度もいろんな変動が非常に激しい時期でございました。そこで私どもとしましては、そういうことを勘案して増額を図りたいという意欲と気持ちには十分持っておったわけでございますが、微力のため残念ながら成功しなかった、こういうまあ正直な経緯でございます。

○粕谷照美君 成功しなかったというのは、一体具体的にどういふことなんでしょうか、よくわからないんですけれども。

○政府委員(清水成之君) 非常に突っ込んだお話でお答えもしにくい面があるわけでございますが、私どもの説得力がいろいろとまた足らなかった、こういう点を反省しております。(だれに、説得力とは何ですか、だれにですか)と呼ぶ者あり。

○粕谷照美君 どうもその説得力というのは、いまも声が上がつておりましたけれども、たとえば国会に対しての説得力が足りなかったのか、具体的に予算を編成するというような段階で説得力が足りなかったのか、一体その障害というのはいかにあったんですか。

○政府委員(清水成之君) その点、舌足らずで御迷惑をかけまして恐縮でございますが、決して

国会に対して説得力が足らなかったというわけではございませんで、私どもの内部の関係でございます。

○粕谷照美君 私どもの内部というのは文部省内部というふうに考えてよろしいわけですか。

○政府委員(清水成之君) いろいろ事情もございまして御推察いただけることかと思うわけでございます。文部省としましては、非常に意欲を燃やしておったというところでひとつ御了承いただきたいと存じます。

○粕谷照美君 非常におっしゃりづらいようなことでもありますから、まあこれ以上私としては突かないことにしていただきます。

それでは、なぜ、四十九年度の改定案が出されて、そのときにはその障害をはねのけて認められて原案が提出されるようになったが、このところが問題があるわけですね。その辺はいかがですか。

政府委員(清水成之君) 四十九年度でようやく認められたわけでございます。従来の経緯を、この種の年金について見てまいりますと、従来は先ほども申しましたように、二十六年、三十九年、四十六年、こういうある間を置いて進んでまいったわけでございますが、四十九年度でお認めをいただいたわけでございますが、これをいかにようにして立法上現行法のままでお願いをし、金額だけの改正でとどめるかあるいはどうするか、こういうことをいろいろと議論をいたしました結果、この社会経済情勢の非常に変動の激しいときに、ひとつ予算で御説明も申し上げ、御審議を十分いただくわけでございますので、その都度法律に明定をするというところをこの際かがなものであるうか。予算の審議のあれを踏まえまして、政令にお譲りをいただいで、できるだけ早く支給をさせていただきます。こういうことで四十九年度政令にお譲りをいただきたこと、こういう提案をしたわけでございます。さきの臨時国会でその点が御承認がいただけなかったわけでございますが、今後におきましてその原案提案の考え方によりま

して、再度、今回お願をしておると、こういう次第でございます。

○粕谷照美君 もっと端的に言えば、四十九年度にそれが認められたというのは、四十八年度の石油ショック以来、買い占め、売り惜しみ、そして天井知らずのこの狂乱物価の中で、本場に経済事情の変遷が最大の理由であったというふうに思うわけですね。だから百五十万円が二百万円に提案されたのではないかと、いうふうに考えるわけですが、そういう意味から考えてみますと、今回、昨年改正された二百万円を二百四十万円にしたい、こうおっしゃるその根拠は、六日の矢原委員の質問に対する答弁で了解はいたしました。二百万円が二百四十万円になったその根拠はわかりました。ただ、その改正のポイントは何でなく、その額を政令で定めるところにあるわけですね、その理由が近年の社会的経済的諸事情の変遷が著しいから速やかに支給するためと、こういうふうに述べられておりますけれども、逆に考えてみますと、国会の議を経ていたのでは間に合わないほどの経済的な変遷、社会的な事情の変化というものがあるから予想されるか。もっと言いかえらば、いま政府は長期安定経済成長をやっているというふうにおっしゃっているわけですから、この経済の狂乱状態、もう大変な変化というものがあるからであるという、そういう分析をされての提案なのかどうかということをお伺いしたい。

○政府委員(清水成之君) もし足りない点がございましたら大臣からまたお答えがあらうかと思っておりますが、いまのお尋ねの点でございますが、安定成長期に入ってからすぐ変動がないんではないか、あるいは先々またいろいろなことがあるんではないか、こういう御趣意のお尋ねかと思うのでございますが、私どもこの社会経済的条件と、こういうふうにおっしゃった一つには、社会的条件としまして、経済の問題も絡んでくるわけでございますが、こういう時代であるからこそ、一般の文化に対する意識と申しますか、そういうものに

対する意欲と申しますか、そういうものが逆に高まってくるであらう、こういうことを一つ考えておるわけでございます。それから、そういう意識が高まるにつれて、こういう文化功労者に対する金額と、こういうものにつまみしてもまた見方が変わってくるであらう、こういう意識の点が大きな問題であらうと思っております。

それから経済の点につきましては、専門でございませんで、詳しくは申し上げられませんが、これにつきましても、いま安定成長期に入りまして、そういま直ちにどうこうということはないかと思っておりますが、いまの意識の面、そういうものを総合勘案いたしまして、予算でひとつ御審議をいただいた線に即して政令にお任せいただきたい、こういうことでございます。これらの点につきましては、いろいろ考え方として御議論があるうかと思っておりますが、ひとつ政令にお譲りをいただいて速やかに支給をさせていただきます、という趣旨でございます。

○粕谷照美君 大臣うなづいていらっしゃるから、それでよろしいんだらうというふうに思うわけですが、やっぱり納得がいけないんです。いま御説明があったように、一般のということとは、国民のいうふうな考えてよろしいと思えますけれども、国民の意識が文化に対してうんと高まるように、あるいはこういう功労のあった人たちに對して国民が十分な意識を持つようというふうにお考えになるのであります。何も政令ですすいと上がついていくような方策ではなくて、国会の議を経ていくというところの方が、本當はその意義を達することができるとは思いません。いうふうにお譲りわけですけれども、その辺のところを大臣から御答弁をいただきたいと思っております。

○國務大臣(永井道雄君) 法律によりまして額を決めるというの、一つの方法であります。ただいま官房長から申し上げましたように、予算編成の段階において、国会を十分尊重いたしましたことの問題について御検討願いたいということであり

ます。

いま社会経済変動とは何であるのか、特に政府は経済の先行き見通しにつきまして安定成長ということを考えているが、しかば変動ということばかりなかりではないかという意味の御質疑について申し上げます。

これは別に文部省が経済企画庁と違う経済見通しを持っているというのではないのであります。が、社会経済という言葉に表現されておりますように、今後の経済生活の変化、それとの関連、あるいは関連ということ自体よりも文化それ自身の文化ということから、社会的に文化関連者あるいは教育関連者という者が非常に高く国民の中に評価されるようになっていくことが望ましいし、また、そうなることもあるであろう。それは先生方に対する待遇がよくなっていくことがよいということがここ数年の国民的な世論であります。ことにあらわれておりますように、一般に文化、教育に対する関心が高まっていくということであり、そこで、そういう情勢を踏まえて、私たちとして政令として考えさせていただきたいというわけであります。そういう角度から見ますと、やはり、ここしばらくは変動期であるというふうな考えてよいのではないだろうか。ただ、かといって文部省が独走して額を決めるといふのではなくて、予算編成期において、十分に国会の御審議を願うという形で、この問題を解決していくのが最も望ましいのではないかとこの趣旨からの今回の法の一部改正の提案でございます。

○粕谷照美君 時間がありませんからこの問題は、この辺でやめまして、次に移ります。

社会党は、この年金法ができた趣旨に沿って本当にすぐれた学者や芸術家に対して相応の年金が支給されることにも、また、経済的な変遷に対して年金額が政令で変えていかれるということに対しても絶対に反対をする立場ではないわけですが、しかし、簡単に賛成できないというのは、実は二月の二十六日の衆議院のわが党の長谷川正三委員、それから三月二十九日に参議院の久保亘委員がそれぞれ予算分科会において、芸術院委員の選

任の問題をめぐっての黒い霧問題について質問をしているわけです。このことは、毎日新聞の一月一日付のものに大見出しで、「すべてこの世は：一当八落の打算、総裁選並み：芸術院、こういふ見出しで載っているわけですから、諸悪の根源は総裁選にある、こうおっしゃったお偉い方もいらっしゃるというのを考えて、国民としては、文化功労者の大部分がとかくのうさのあるそういう芸術院委員が占めているという点でも大きな疑問を持っているわけです。それで、この長谷川、久保お二人の質問に対して、大臣も、現場を突きとめたわけではないのか、あるいは安達政府委員もあるいは肯定をされるようなしなないような非常に微妙な答弁をされているわけですが、その辺がきちんと克服される努力がなされなければ、政令で年金を上げるといふことについて、上げるというのには国会の審議を免れようとする態度だと厳しく指摘をされてもやむを得ないというふうな思ふわけです。

そういう立場に立つてひとつ伺いたしますけれども、文化功労者のうちの日本学士院会員を兼ねる者は何名、あるいは芸術院会員を兼ねる者は何名か、それから両者を兼ねる者は何名か、さらに、それ以外の者は何名か、計現在何名になっているかという数字をお伺いしたい。

○政府委員(清水成之君) ただいまの点でございますが、前回、矢原先生の御質問にお答えした点がございまして、これは実は生存者の方だけについての数字を申し上げましたので、それをまず第一に、その後の変動がちょっとございましたのでまず最初に申し上げたいと存じます。

現存の方が学士院会員を兼ねていらしゃる方が四十三人、芸術院会員を兼ねていらしゃる方が四十人、それから学士院と芸術院の両方に御関係のある方が一人これは高橋誠一郎先生でございます。それからその他の方が三十四人で、現存者百十八人。前回は百十九名でございましたが、古畑先生がその後お亡くなりになりましたして一名減というところでございます。

なお、二十六年の制度発足以来決定された数字を申し上げます。

○政府委員(清水成之君) いま、芸術院会員の美術とか音楽あるいは何と申しますか彫刻とかいう一々の区分けをちょっと持っておりますが、この二百六十八の内訳をちょっと分野別にまず申し上げます。

それからいきますと、文学関係が三十五名で、これは決定者の数字でございます。それから現存者が十五名、それから芸術その他――まあ芸術その他広い意味でございますが、九十一名で、現存者が三十八名、こういう数字でございます。

○粕谷照美君 では、先ほど質問した数字は後で私の方にいただきたいというふうに思います。

文化功労者の審査委員十人というの、文部大臣が任命するというふうになっておりますけれども、芸術院会員、学士院会員との関連はどのようになっているのか、あるいは任期は一年とすれば、けれども再任を妨げないというふうになっておりますけれども、どういふようなところからこの候補者の名前を挙げてくるのかですね、その審査委員が文化功労者の名前をどのようなどころから挙げていらしゃるのか、その辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(清水成之君) この文化功労者選考審査会の委員を十名お願いをいたしておりますが、まず最初に選考委員の分野を申し上げた方がよろしいかと存じます、この十名につきまして人文

科学、自然科学、芸術その他一般と、こういう大枠を設けて、そしてまた、その中身をさらに文学、哲学、史学、法学、経済学、理学、工学、医学、農学、文芸、美術、芸能、その他、こういうことに分けて、これら分野を勘案しながら十名の方にお願いをしておるわけでございます。

そこで、実際のこの運用の問題のお尋ねかと思ひわけでございますが、私どもとしまして、その具体的な選考基準というものは設けておりません。候補者の選考基準は設けておりません。この委員の方々に広い視野から功労者年金法の文化の向上発達に特に功績顕著な方、これを御推薦、選考していただくと、こういうふうなわけでござい

す。選考基準は設けておりません。

そこでこの各委員の方々はそれぞれ大体二ないし三とか、多い方は五名ぐらいの候補者を自分で持っております、選考会の席上。その場合には、その委員の方が自分の選考分野の人以外の人についても持ってくる場合が多々ござい

ます。そこでもあつた十名という問題もございまして、芸術、文化の関係、それから学術サイドの関係というふうに分けて、その中からしぼりが審査会の席でかけられていく、こういうこととでございます。その際、いまお話しのお尋ねの中にちょっとございましたこの候補者を推薦する場合に芸術院会員とか学士院会員との関係がどうかと、こういうことが……

○粕谷照美君 それは違ひんです。審査委員との関係。

○政府委員(清水成之君) ああそうでございますか。必ずしも私どもとしましては芸術院会員あるいは学士院会員でなければ審査委員にいたさない、そういう原則は一つもございせんし、そういうことにこだわらずこの委員をお願いをしておる、こういうこととでございます。

ころに特色があるか、大体日本と同じような形で選ばれているかどうかという点についてお伺いします。

○政府委員(清水成之君) この点、私も十分にちよつと把握しかねておる面もあるかと思いますが、非常に大まかなことで恐縮でございますが、多少の国について申し上げますと、まあ一つイギリスがござります。イギリスにおきましては学術、芸術上の功勞に對しましてだけ授与する勲章制度とか、そういう制度はございせんが、一般的に毎年、芸術家とか技術者、學者に對して功勞勲章というものが設けられておりますとか、それからどういふあれかちよつと中身は私存じませんが、コンパニオンズ・オブ・オナーという勲章が授与されておる、こういうようなことがござりますが、これにつきましては年金、賞金等が支給されてない、こういうことでござります。また、イギリスにおきましては功勞勲章がございまして、これは単一級でござります。その中の私にも関係あります点を挙げますと、芸術、文学、科学の発達に對する特に著しい功勞に對して授与する、こういうのがござります。それから先ほど申し上げたコンパニオンズ・オブ・オナーという勲章につきましては、これも単一級でございまして、これは芸術分野だけではございせんが、芸術の分野で顯著な貢獻をした男女に授与する、こういうことが言われております。

それからアメリカ合衆国におきまして、特に、日本的なあれにするのがございせんが、自由勲章というものがございまして、一九六三年の改正によりまして授与範囲が拡大されました結果、文化的またはその他重要な公的、私的の事業に對する貢獻ということで自由勲章が授与されておるというところでござります。

なお、次にフランスにおきまして教育、学芸、芸術上の功勞に限って授与される棕櫚葉の文化勲章、それから芸術文学勲章というのがござります。そこで棕櫚葉文化勲章というのにつきましても、三つの等級がございまして、これもほかの教

職者とか、そういうあれもございせんが、文芸、絵画、その他の芸術等により間接に國民教育に功勞のある者に授与する、こういうことが言われております。それから芸術……

○政府委員(清水成之君) はい。

それからソビエト連邦につきましては榮典の一種として、学術、芸術功勞者というのの國民俳優という称号の制度がござります。時間の関係もあるようでござりますので……

○柏谷照美君 大變御丁寧に言っていたいてありがとうございしましたけれども、しかし、日本とどのところが具体的に違ふかという、そういう明確な御答弁でなかつたという点では非常に不満を残すわけですが、時間がありませんからこの辺で打ち切りますけれども、先日の矢原委員に對する御答弁で、やっぱりわが國は國民大衆の文化に貢獻している者が余り出ていないのではないかと、この辺のことについてのこれからの御努力ということについて御見解をお伺いしたいというふうに思ひますし、先ほどから私が話をしておりましたいわゆる芸術院会員になる、あるいはそこから選ばれていくという、この非常に思ひまわしい話を本當に克服するための努力がこれからどのような決意でもつておやりになるのか、あるいはみづからの手でそういうものをやっぱり切っていくという姿勢も非常に重要だというふうに思ひますけれども、それにはそれなりのやっぱり文部省としての指導性というものがなければなりませんから、その辺のところをお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 芸術院会員の選考につきましてもお話がございしましたが、日本芸術院会員、定員が百二十名でございまして、この会員の補充をどういふ形で行うかということはいろいろ御見解もあるかと思ひますけれども、現在はフランスのアカデミー・フランセーズあるいはアカデミー・デ・ボザールというところと同じように選挙の方法をとつておるわけがござります。

会員の選挙による方法をとつておるわけがございせんが、その会員による選挙ということ以外になかなか適切な手続が見出しがたいということとでそういう手続がとられておると思うのでございせん。その場合に選挙でございせんれば、當然自分の業績を知らしめたいというお気持ちも動くのは當然でございまして、そのためにたとえば展覧会をおやりになるとか、そういうようなことが行われることも十分あり得るわけがございせん。そのほかにその金品等によつてそういう事項を知らしめるといふようなことがあるというところは、これは非常によくないことでございまして、こういうことは選挙があつてもそういうことがないようにできるだけの努力をしなければならぬ、こういうことは當然でございまして、したがって、そういう選挙につきましても十分適正に行われまうように文部省なり文化庁からもたびたび要請をいたしておるわけがございまして、私自身も芸術院の總會等にお伺いいたしまして、そういうことについてのお願いをいたしておるわけがございせん。また、その芸術院等におかれましてもその選挙に際して事前運動というものが、いわゆる運動と思われようようなものが行われることがないようになつて、仮にも金品の授受が行われることがないようになつておられまして、その点につきましては委員自体としても慎重に、しかもそういうことのないよう極力努力をされておるというように伺つておるわけがございせん。そういうことでございせんので、われわれといたしましては、この芸術院会員の選考についても不明朗な点がないように極力努力し、また、芸術院内部におきましての自薦を要望し続けてまいりたい、かように考えておるところでございせん。

○久保亘君 関連して一、二点お尋ねいたしますが、学士院法による年金、それから文部省設置法に基づいて芸術院会員に支給されます年金と文化功勞者年金とは性格的にどういふ差がございせんか。

○政府委員(清水成之君) いま性格の点のお尋ねがあつたわけがございせんが、文化功勞者年金法によりまして年金につきましては、御承知のとおり第一条にございせんように、わが國文化の向上發達に特に功績顯著な者に与えらる、こういう頭彰するため、こういう頭彰という性格でございせん。それから学士院法並びに文部省設置法によりまして芸術院会員に對します年金につきましては、榮譽機關としての、榮譽という点が出ておるわけがございせん。ただ、この学士院会員並びに芸術院会員はこれまた御案内のとおり國家機關に所屬するわけでございせん。そして先ほど来お話も出ておりますように、院賞あるいは恩賜賞等の選考なりあるいは会員補充の選考等の仕事もございせんので、一部と申しますか、あわせ若干給付的な性格が入つておる、こういうふうな理解をしておるわけがございせん。

○久保亘君 学士院、芸術院の会員に支給されます年金と文化功勞者年金は併給されておりますか。

○政府委員(清水成之君) これにつきましては併給をされております。

○久保亘君 学士院や芸術院は國家の機關的な役割りがよく一部分であります存在しておりまして、それに対する若干の報酬的な意味合いもあるということをお答えになりました。私もそう思つております。文化功勞者年金というのは、これは全年金を支給するための法律に基づいてやられておるものでありますから、私はむしろ文化功勞者の頭彰、それからこの人たちの日本の文化に對するその後の貢獻というものを稱揚する意味においては、文化功勞者年金というのは年金によらずかなり額の一時金を支給して、そして、その後の文化活動に大いにひとつ力を尽くしてもらふ、その方がよいのではないかと、それから学士院や芸術院の年金との併給の問題について考えてみまする場合にも、やっぱり文化功勞者に對する頭彰というのは、功勞者年金の十年分、二十年分に

当たるものを一時金として支給することによつて、日本の文化の向上に役立ててもらおうというやうな考え方はどうなんだろうかと、これは別に私どもの党でそう考へてゐるというわけではありませぬけれども、併給の問題などを少し考へてまいりますと、そういうやうなことは検討に値しないかどうかというやうな気持ちがいいたしますものから、大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) ただいま先生が御指摘になりましたように、文化功勞者の場合には、將來の活動を勵ますという意味合いを持たせてはどうかということですが、これはやはり意味合いとしては含まれてゐると思ひます。ただ、實質的に考へますと、そうなると思ひます。若くは、ある程度將來についてわからない方まで含めなければならぬといふことも起り得ますから、やはり奨励的なものであつても相當の仕事をした方を選ばざるを得ないといふことは、やはり實質的な問題ではないかと思ひます。

なお先ほど、粕谷先生がお尋ねになりました大衆文化に対する貢獻の問題であります。これも非常に大事であります。数から申しますと、必ずしも多くありませんが、たとえば登山の横有恒氏、それから柔道の三船先生、それから演劇では水谷八重子さん、杉村春子さん、それから文学で尾崎士郎さん、この方は亡くなつた後であります。それから高見順先生、そういうふうな例もいろいろございます。そういうものを今後強めていくべきであるかと思ひます。

○委員長(内藤三郎君) 午前の會議はこの程度にとどめ、午後零時十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後零時三十分開會

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員會を再開いたします。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き本案に対する質疑を行います。

○内田善利君 昭和二十六年にこの法律ができたわけですが、その當時のことですけれども、今回は二百四十万円の年金額になるわけですが、昭和二十六年にこの法律ができたときは五十万円、そのときは先ほども答弁がございましたが、物質的顯彰といふことで五十万円ということなんです。この五十万円を決めた基準と申しますか、これは局長待遇といふことで決められたように伺つておりますが、この点はいかがですか。

○政府委員(清水成之君) ただいまの点でございますが、仰せのとおり、當時五十万円とするにつきては局長の最高俸で計算をしたわけでございます。そのときでいきますと三十万といふのが事實であつたわけでございますが、當時は税金がかつておりました。それに税金分を加算して五十万、こういうことになつたわけでございます。が、實質上は仰せのとおり局長の最高俸、これがめどになつたわけでございます。

○内田善利君 そうしますと、先ほども答弁がございましたが、物質的顯彰に切りかへたといふことですが、當時は生活給といふことも考へられたんじゃないかと、こう思ひますが、この点はどうだったのか。それと現在の局長さんの年収は幾らか。

○政府委員(清水成之君) 最初の点でございますが、局長の最高俸をめぐつたといふことは確かでございます。計算上のめどにいたしました。ただでございます。生活給といふ考へ方は當時もとらなかつたといふふうに承知しておるわけでございます。あくまでも顯彰の性格を持った年金である、こういうことでございます。

後段の局長の現在のあれでございますが、これも大体指定職の關係がございまして、期末手当等を含めると八百万をちょっと下回る辺から八

百万を超す辺までの幅がある、こういうことでございまして。

○内田善利君 八百万と當時の五十万とは大分差があるわけですが、この点はどうにお考へでしょうか。

○政府委員(清水成之君) その後の貨幣価値の変動等も勘案してまいりました。二百四十万と、それから當時の五十万、それからいまの八百万といふふうに比較しました場合には相當の隔たりがある、こういうことはいま御指摘のとおりだと思ひます。

○内田善利君 ですからこれを今度政令で金額を決めるわけですが、どうもこの年金額の算定の基準といふのが明確でない、政令でどうやって決めるのか、決めるにいくのじゃないかと、そう思つておるわけですが、やはり何らかの算定の基準といふものをしっかりと決めておかないと、政令で決めるにしても大変じゃないか。

それからもう一つは、先ほど審査委員の方の選考基準もまだ設けていない、こういうことなんです。金額もまだ明確でない、明確であれば教へていただきたいと思ひますが、昨年の二百四十万からことし二百四十万円になるわけですが、その算定の基準ですね、これはやっぱりある程度はつきりしておくべきじゃないか、こう思つておるわけですが、政令になればなるほどはつきりしておくべきだと思ひます。国会で審議するならば私は妥協な線が出ると思ひますけれども、政令で決めるとなればやはりある程度の基準を私たちに明示していただきたい、こう思つておるわけがでしようか。

○政府委員(清水成之君) ただいまの政令の基準といふことでございますが、法律上におきましては今回改正を御提案しております中の第八條第二項でございまして、文化の向上發達に關する功績に照らし、社會經濟的諸條件を勘案して、そしてこれを顯彰するにふさわしい額でなければならぬ、これはまあ從來も明文があるうとなかろうと當然であつたわけでございますが、この点を法律できつとひとつ明定をしていただきたい、こ

ういうことでございまして。

そこで、具体的に今回の二百四十万から二百四十万に上がった経緯でございます。算定基準でございますが、前回も申し上げましたとおり、一つは、沿革上の問題があつたわけでございますが、めどとして、一つの指標として、國家公務員の本俸ベースアップ率をめぐつたわけでございます。四十八年から四十九年の一般のアップ率が二六・二五と、こういう計數を一応使つてはじめてみますと、二百四十万に対して前回お答えしましたとおり、二百五十三万といふ數字が一応出たわけでございます。

それからもう一つ前回申し上げましたとおり、經濟企画庁でつくられております都市全世帯の消費水準のアップ率、こういうものを一つめどに置いたわけでございます。それでではじきますと、二百四十万に対して二百四十二万、こういう數字が一応出ます。そこで、いろいろ勘案いたしましたところ、二百四十万、月額に換算しますと二十万、こういうやうなところが一つのめどではなからうか、こういうことで二百四十万と、こういうふうにしたわけでございます。

○内田善利君 この政令問題はこれだけにいたしません。次に、この法案に關連しまして、これは一昨日も矢原委員から質問が出ておりましたが、國民文化の振興といふことで、大臣にその抱負といひますか、所見をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(永井道雄君) 昨日の御質問にもありました。國民文化といふ場合に、いわゆる大衆的文化、それからいわば専門的な文化といふやうに大別できると思ひます。文化功勞者の場合に、専門的文化と申しますか、學術あるいは藝術、非常に専門的な方々の數が多いといふことは事實であります。やはり大衆的な文化に貢獻された方といふものを非常に重んじていくべきだと私は考へております。これまでもそういう方が絶無であつたといふのではなく、やはりスポーツとかあるいは大衆文學あるいは大衆的な演劇に貢獻された

方々も文化功勞者になっておられますが、やはりそういう考え方がありましたから、いまのような方々が選ばれたんだと思います。

ただ、その点が十分であるかどうかということ、十分選考委員会でも今後もお考えを願っています、特に大衆の文化というものが民主社会において重要でありますから、私どもとして、選考の際に十分お考え願うことを希望していきたいと考えている次第でございます。

○内田善利君 文部大臣のお考えをお聞きしまして意を強うしたわけですが、先ほどの答弁の中からも学士院関係あるいは芸術院関係の方が多いわけですが、もう少し大衆的文化の振興ということに力を注いでいくべきじゃないかと思うわけですが、特に地方文化の振興ということで、地方に文化活動の運営あるいは文化行事の推進、そういったことのための文化センターを地方につくったかどうかという考えが私どもにあるわけですが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(内山正君) 地方に文化活動の拠点となります文化センターないしはそういった関連の施設の充実をはきわめて必要であらうと考えております。

文化庁におきましても、数年来、文化会館あるいは市民会館というようなものの建設につきましては助成を年々いたしております、現在助成によりまして設置された館数は九十館程度が、県あるいは市の段階において設置をされております。今後ともこうした文化活動の拠点となります場の充実につきましては、さらに努力をしてまいらなければならぬと考えております。

○内田善利君 博物館は国立しかないわけですが、県立博物館建設の助成、この点はどのようにお考えですか。

○政府委員(内山正君) 県立の博物館の建設の助成につきましては、社会教育局の方で建設費の助成をいたしておるわけでございます。

○内田善利君 いわゆる各種の文化行事として展示会が行われておるわけですが、ほとんど東京中

心なんです。これをもう少し地方に広げて地方都市に移動させていく、そういう方向で財政措置、助成措置は考えられないか。

○政府委員(内山正君) 地方にできるだけ美術展等の移動につきましては配慮をする必要があると思っておりますが、これにつきましては、都道府県あるいは市町村段階におきまして、文化会館等におきまして県展あるいは市主催の展覧会等を実施いたしますという自主的な事業に關しまして助成をしております。

さらにまた、中央で行われます各種の展覧会を地方に巡回する等の事業に対しましては助成をいたして、あるいは文化庁直轄の事業として実施をしております。今後そういう面での充実をはさらに拡充が必要であると考えております。

○内田善利君 一つの提案ですけれども、国際文化交流の面から日本にもたくさん参っておりますが、各国の民族舞踊団があるわけですね。ところが日本では一つも政府の援助による舞踊団は結成されてないように思いますが、欧米あるいはソ連、中国あるいはメキシコ、インドネシア、フィリピン等の発展途上国でも国家の代表としていろいろな舞踊団を持っています。ところが日本にはこういう舞踊団が結成されてないわけですが、わが国の民族文化発展のために、こういった民族舞踊団といったようなものを結成するということがどうでしょう。

○政府委員(安達健二君) 民族芸能あるいは民族舞踊というものを、どのように助成し育てていくべきかという問題があるわけでございます。

一つは民族芸能というのは、それぞれその土地に根ざしたものでございますから、やはりその土地の人がみずからその時期におきまして、現地でこれをするということが一つの原則であらうというように考えるわけでございます、したがっていま現在文化庁といたしましては、文化財保護法に基づきまして無形文化財としての民族芸能、これを選びまして現地の公開の助成をするとい

うことを一つやっておるわけでございます。と同時に、そういう民族舞踊なり民族芸能というものは民族の遺産でございます、現地の公開等による保存ということにつきましても、ある程度やはり限度があるかもしれないということがございまして、これはひとつやはり専門家に民族芸能等を覚え込みしていただきまして、そうしてそういう形で保存していく、あるいはそういうものを海外で紹介していくというようなことも、もう一つの方向として考えられるのではなからうか。そういう面におきまして、現在ごくわずかでございすけれども、日本民族舞踊研究会あるいは日本民族芸能協会というところで、そういう専門家が民族舞踊を勉強し得る、そして、それを海外等で行う場合につきまして助成をするというようなことの試みをいたしておるわけでございます、あるいはそういうものは、将来もう少し強固な基礎に立った民族舞踊団、国立の民族舞踊団というようなものを形成することにつきましては、さらにその状況等を見ながらそういう点も十分検討すべき重要な課題であると考えておるところでございます。

○内田善利君 その次に、先ほど大臣から答弁があつておりましたが、専門的文化ではなくて大衆的な文化の面で非常に貢献された方をいまからはどう表彰、顕彰していきたいということですが、こういった大衆的な文化の功勞者、そういう方々はなかなか見出しにくいと思うんですけれども、こういった方々をどういう形でどういうふうにして表彰していくか、大衆的文化に功勞顯著であつたという、そういう優れた場所におけるそういう功勞者をどういう形で表彰していくか。具体的に見出す方法といえますか、先ほど選考基準がまだできていないということなんです、この点はどうでしょう。

○政府委員(清水成之君) 一つは、文化功勞者の問題も御質問の主意にあらうかと思いますが、その前に、そういう方々につきましては叙勲褒賞の制度上どういうふうに考えていくかという問題があ

らうかと存じます。これらにつきましては、全国的、地方的にわかつております場合には、私どももそれぞれの局で留意をいたしまして官房で取りまとめるといふことが可能でございますが、いま仰せのとおり、それこそ草の根の文化と申しますか、そういう埋もれているような方々の叙勲褒賞につきましては、それぞれの当該地方団体から御推薦をいただきまして、そして文部省で取りまとめ、該当の向きにつきましてそれぞれの方へ推薦をいたす、上申をする、こういうことでやつておるつもりでございますし、やつていきたいと思つております。

なお、大臣からも先ほどお答えがございました文化功勞者の問題につきましては、文化の範囲が非常に広い範囲でとらえられておりますので、対象としましては広く一般に入るわけでございますが、現在のところいづゆる仰せのとおり運用には結果的にはいまだ入っていない、こういうこととでございます。

○内田善利君 功勞者を選考する場合の審査員が選考される場合の選考基準ですね。これを決める考えはありますか。

○政府委員(清水成之君) これもこれまで御指摘のそういう点がございます、内部で検討もいたしましたが、先ほどもお答えいたしましたように、現在具体的につくつておりません。その趣旨としますところは、こちらでいろいろ、何と申しますか、

【委員長退席、理事久保田藤麿君着席】
細部にわたる基準をつくる方がいのか、あるいは各委員の良識と、何と申しますか、議見に基づいて御選考をいただいた方がいいのか、こういう点がございまして、私どもとしましては現在のところ後段の方法をとつておるわけでございます。

なお、これらにつきましては、また別にお考えがあれば大臣からもお答えがあらうかと存じます。

○内田善利君 先ほどから大衆文化といひますか、こういった中から功勞のあつた方々を選考す

るといふ立場に立ちますと、現在の審査委員のメンバーを見ても、もう少し離れたそういう功労者を探していくという立場からいいますと、現在の審査委員の中にそういった分野の方も含めるべきじゃないかと、そう思うんですが、もし現在の審査委員であるならば、選考基準を設けて、もう少し広い立場から離れたそういった大衆文化的な功労者を選考していくというふうにするべきじゃないかと思うんですが、この点はいかがでしよう、大臣、審査委員と選考基準との関係ですね。

○政府委員(清水成之丞) 大臣からお答えあります前に、事務的にちょっと経過だけ御説明させていただきますと存じます。

いま仰せの御趣旨は私もよく理解できるわけでございます。最近の審査状況の一つの特色として、これは一例でございますが、文学、小説を議題にされます場合に、いわゆる純文学ということだけではなしに、いわゆる大衆小説家、そういう方でいい人がないかと、あるいはまた、これはまあいまはそういうことになっておりませんが、漫画というものはどうだろうか、こういうようなことが選考委員会の話題に上り出した、こういうことがございます。それから、これもまた恐縮なあれでございますけれども、いわゆる芸能関係を考えます場合に、いわゆる古典芸能だけというふうな従来の傾向に對しまして、新しい方面の芸能からどなたか適当な人がおらぬかと、こういうような角度もございまして、婦人の文化功労者の方々も若干は出ておる、こういう傾向が特色として最近に出てまいっているという事実だけ大臣の御答弁の前に御報告させていただきますと存じます。

○國務大臣(永井道雄君) 基準の問題、それから大衆的な文化というものを尊重していく場合にどうしたらいいかという二つのことについて申し上げたいと思います。

基準の方ですが、まず選考審査委員が選ばれる場合、この方々に少なくとも四つぐらいの分野を代表していただく、自然科学、社会科学、人文科学、芸術ですか、それからその他かと、またその中が非常に細かく十以上に分かれております。そういう形でいろいろな分野の方が参加されるということによって一つの基準は示されていると思えます。つまりどういう分野の方が選ばれるかと、選考委員になっているかということが同時にどういふ人々を文化功労者として選ぶべきかという考え方がつなげていくというふうになると思います。ただし、その場合にも、先ほど官房長から申し上げたように、基準というものを設けていない。これは二種類考えがあると思います。この文化功労者の選考だけでなく、ほかの民間におきましていろいろな文化賞の選考の場合にも、基準というものを設けるよりもかなり自由に選考委員の方々に選んでいただくという形をとっているのが私多いと思います。そこで、基準という言葉を私は非常に抽象的になるわけで、むしろ選考委員の方々に自由に考えていただくという考え方が柔軟性があるんじゃないかと、そうすると、次に、選考委員にどういふ人になってもらうかというところがたとえば大衆文化の場合に関係してくるわけでありまして。

最近の選考委員の表を見ますと、たとえば、音楽あるいは文学という場合、堀内敬三氏あるいは吉田秀和氏、それから広津和郎氏、丹羽文雄氏、こういう方々は相当広く音楽や文学の世界で活動している人について知っておられますから、私はこういう方々を功労者の選考委員にお願いしておきますという、相当大衆文化の貢献者というものを選んでいただく目があるのではないかと。しかし、これで十分かどうかという、確かに非常に問題がございまして、今後とも広く大衆文化に貢献する人を選ぶのにふさわしい選考委員をお願いしていくように私どもとして配慮いたすべきであると考えます。

○加藤進君 今度の改正案で年金を二百万円から今日の社会的な諸条件を勘案してこれを引き上げる、こういう趣旨について私は当然だと賛意を表します。同時に、この年金の額の決定について、文化功労者の方々の文化に貢献されたその功績に對してこれを顕彰するにふさわしいものとする、この趣旨についても私たちは全面的に賛成です。しかしながら、そういう趣旨や内容のものを今日までたびたび国会において提案され、国会において改正の都度審議されてきたものであります。ところが今回出されてきておるのは、内容、趣旨については従来とそれほど変わっておりません。もちろん、衆議院における修正意見も入っています。しかし、基本は変わっていないと思う。基本が変わっていないものを、しかも、従来国会において常に審議を経て決定されてきたものを何がゆえに今回だけあるいは今後政令に任せるといふような措置をとらなければならなくなってきたおるのか。私は今日まで各委員の質疑を聞いておりました。答弁も聞いておりましたけれども、その答弁は全く納得のいきかねるものであつて、何ら明確になつておりません。私はあえて、重ねてその点についてこれこれしかの理由によつて政令にゆだねざるを得ないものであるという点のはっきりとした御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(清水成之丞) けさもお答えいたしましたように、加藤先生に御納得いただけないというところでございますが、この点いろいろ御議論があることは私も承知をいたしておりますし、また、いま御意見のございました点も理解ができておるわけでございますが、私どもの提案理由のことにつきまして再度またお答えをさせていただきますと存じます。

○政府委員(清水成之丞) けさもお答えいたしましたように、加藤先生に御納得いただけないというところでございますが、この点いろいろ御議論があることは私も承知をいたしておりますし、また、いま御意見のございました点も理解ができておるわけでございますが、私どもの提案理由のことにつきまして再度またお答えをさせていただきますと存じます。

○加藤進君 それは逃げ口上ですよ。第一、いまわが国の社会的、経済的諸事情の問題というのは、これはもう当然のことながら国会の十分な審議を経なくてはなりません。しかも、これと文化功労者に対して年金を付与するという額の問題を決定するということは、これはわが委員会の仕事で従来あつたわけでありまして、その意味においては、この委員会においてもその点について十分に審議するということは当然のことであつて、その審議を抜きにして予算委員会等々において物価上昇等々の問題が審議されておるから、あとはもう文部省に任せてくれというものは、これは私は国会軽視の考え方に基いておるものであると、こう言わざるを得ないと思ひます。私はあえて言うならば、それほど深刻な状況に今日社会的経済的諸条件があるんだからこそ、もっと十分に国会で審議する、こういう態度を堅持することが当然であると、こう思ひます。

もう一つは、文化功労者に対するその功績を顕彰するというのが趣旨でございますから、この功績を顕彰するという立場から言ふならば、これは、政令によつて行行政措置ではなくして、国権の最高機関である国会においてこの問題について十分に国民を代表して審議決定する、こういうことが私は文化功労者に対する当然の敬意を表すべき態度である、こういうふうに見えるわけでござい

すけれども、その点につきまして、一言で結構でございますが、文部大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 先生仰せのとおり、われわれは、文化功労者を顕彰するに当たって国会のお考えを尊重してまいりたいと思っております。ただ、額の決定の方法について政令にゆだねていたのだというところをお願いいたしました事情は官房長から申し上げたとおりであります。こういう形になりました。また、予算の御審議もいただきまして、また、文教委員会等において国民の文化あるいはその顕彰のあり方はいかにあるべきかという点についての御討議が今後進行していくと考えております。また進行することが望ましいとも思っておりますので、御趣旨の点は十分体して、そして、今度の一部改正の法律案というものを御趣旨に沿う線において生かしていきたいというふうに考えております。

○加藤進君 大臣のお答えにつきまして私は納得がまいりません。納得がまいらないというのは、なぜ政令にゆだねなくてはならぬという積極的な理由があるのかということです。なぜ、国会の審議を経て決定するという従来のやり方を変えて、文部省に任せろ、こういうことをあえて行わなくてはならぬのか、こういうことであります。私は、その点につきまして、文教行政の中に文教行政独走、そして国会監視ということがこの法案の改正についても端的にあらわれている、こういう点を私は絶対に見逃がすわけにはまいりません。つきまして、この問題について後刻修正案を提案したいと思っておりますから、この点はこの程度で、とりあえず終わります。

そこで、文化の向上のためにいろいろの問題がございますけれども、とりわけ、今日日本の子供たちの置かれておるきわめて憂うべき状況があると思っております。これは、すでに非行化がますます年齢を下げている。小さな子供たちにも及んでいる。あるいは子供たちの自殺などというような異常な現象が今日起こっている。この問題につ

いて文教行政は無関係であるとは私は言えないと思っております。その意味において、子供たちに安全でしかも快適な遊び場等々の身体の健全化を図るような措置だとか、あるいは詰め込み教育をやめて行き届いた教育を実行するための積極的な努力だとか、あるいは受験地獄の解消のための努力等々が、当然のことながら文教行政として行われなくてはならぬ問題だと思っております。と同時に、今日、子供たちが、学校の教育の場以外に、家庭におきましてはマスコミのはんらのさなかに置かれて成長しているわけでありまして、たとえばテレビあるいは映画、ラジオ等々を通じてきわめて深刻な影響を与えているということは大臣も御承知のとおりだと思っております。そういう影響の中で、好ましくない影響を取り除いていく、そして子供たちの文化的な要求を満たしていくというような措置を積極的に文教行政の上において行っていくはなくてはならない、こういう問題が従来から言われておるところだと思っております。その点につきまして、文化庁が子供芸術劇場などの企画をすでに実施しております。子供たちに対して、その要望にこたえて健全な子供たちの発育を保障していくという方向で努力されておるということについては私たちはそれなりに評価しております。つきまして、この子供芸術劇場が今日のどのような活動を行っておるか。たとえば、昭和四十九年度においてどのような活動を行われておるか。数字を含めて御報告をいただきたいと思っております。

○政府委員(内山正君) 成長期にあります子供たちにその発達段階に応じた教育を施すあるいは文化の提供をするということは大変大事なことでありうと思っております。その場合に、できるだけすぐれた芸術を鑑賞させる機会を与えるという、そういうことについての強い配慮をする必要があるわけでございますが、このことにつきましても、ただいま先生から御指摘のございましたように、文化庁におきましては四十九年度から子供芸術劇場というものを実施してまいりました。それに先立ちまして四十二年度からは青少年芸術劇

場というのを実施してまいったわけでございますが、この事業の中身はすでに御承知かと思えますけれども、全国の各地に、通常は接することのできないすぐれた芸術を持って巡回をいたしまして、無料で青少年や子供たちに鑑賞をさせるという事業でございまして、四十九年度の子供芸術劇場について申し上げますと、子供芸術劇場は四十九年度は初年度でございまして、十分、全部の県に行き渡るといふ実績を示すことはできませんでしたが、子供にふさわしいオーケストラあるいは音楽劇、バレエ、児童劇、こういう四種目の芸術を三十六県、四十七公演を実施をいたしましたわけでございます。

〔理事久保田藤麿君退席、委員長着席〕
これにつきましては、各地で大変成果を上げておりまして、子供たちが強い感銘を受けたという評価を聞いております。

○加藤進君 おっしゃるとおりだと思っております。その効果はあると思っております。同時に、三十六県で四十七の公演ということになると、まあ各県に割り当ててみましても一県に一年間に一回、こういういわば機会しか保障されていないという点から言わなければ、これだけで足りると当然のことながら甘んずるわけにはまいらぬと私たちは思っております。その点について、同じ趣旨のもとで文部省の企画されておるような方向で母さんたちと子供たちとが協力し合いながら自主的にそのような活動を展開しておるといふ一つの運動がございまして、これは子供劇場という運動でございまして、この発生地は、すでに十年前に福岡市で初めて行われた。その運動が各地に広がって、いまでは全国百三十四所において子供劇場が公演されつつある。その会員数は十七万二千名に達しています。子供だけでも十万人を超えておるといふ状態でございます。昨年七月にはその全国的な連絡会ができた、こういう発展の状況を示しておるわけでございますが、この内容について、もう御存じのことでございますが、あら、あえてお聞きするまでもございませぬけれども、

も、演劇、バレエ、人形劇、映画、芸能等子供たちに見せ、母親が子供たちと一緒に楽しむ、こういう健全なやっばり企画になっておるわけでありませぬ。

ところが、この劇場の活動を支えていくものはいかといへば、会員からの零細な会費でございませぬ。これは全国的に言うとも平均二百八十円程度だそうでございますけれども、この会費だけではとうてい足りないもので、お母さんたちは各所で献身的にこの子供劇場を支えていくための無料奉仕を続けておられるということは御存じいただいておりますことだと思っております。

これに対して福岡市などでは、ささやかではありますけれども、自治体としての補助をしようというところで、この運動を励ますような措置が各地にとられておりまして、今日では全国三十八の子供劇場に対して、ささやかでございますが、三百三十六万円の補助が地方自治体、公共団体からなされている、こういう現状でございます。

ところで、私がお尋ねしたいのは、文部省として子供芸術劇場等々の企画をもつて積極的に子供の教育、文化のために努力をされておるわけでございますから、こういう子供劇場の運動というのはお母さんたちの努力と子供たちとの協力によって、むしろ文部省の努力しておられる方向に対してこれをバックアップしながら、さらにこれを広げていく、こういう意味の重要な活動の内容になつておるのではないかと、こういう点から見れば、私は単にこのような運動に対して、お母さんたちの献身的な努力だけに仕せるということではなしに、国立劇場に対してあれほどの補助をされておられる今日の文化庁でございますから、私は、地方公共団体がすでに始めておられるような補助をぜひとも国の段階、文部省としても十分に考へるわけでございます。もちろん、この運動は福岡市の選出の先生たちもよく御存じのことでございますが、これは決して党派にこだわるような運動ではございませぬし、広範な父母、子供たち

の参加するといふ健全な運動でございますから、その点について子供たちを含めての文化の育成といふことを考慮しながら、私は、文部省としてこの際、適切な補助の措置をとっていただく必要があるのではなからうか、こういうことを重ねて申し上げるわけでございまして、この点について文部大臣の御所見を賜りたいと思ひます。

○政府委員(内山正通) ただいまお話のございましたような子供劇場といふ活動が各地で行われてゐることは伺つております。有志の方々が集まつて、会費を納めて子供のための活動をなさつてゐるわけでございまして、この点につきましては、大変有意義なそれぞれ意味を持った活動を展開されてゐると承知をしております。現在、文化庁でこうした活動につきまして、芸術文化団体に対しては助成をいたしておりますが、こうした申ししますか、一般に芸術文化団体に対する助成をいたしておりますが、従来まだ、今年度もそうでございますが、いわば鑑賞を中心とした鑑賞組織に對しましての助成は行つていないわけでございまして、これについてもいろいろ御意見もあることであらうかと思ひますが、それからもう一つは、この子供劇場の活動が個々の団体の活動として各地で展開されてゐるということでございますが、これに對して国が直接助成をするといふのはなかなかむづかしい問題でもありますし、先ほどお話のございましたように、地方自治体等においてこれに対する助成をさらに強化していただくというようなことを配慮することが必要であらうかと思ひます。

なお、この鑑賞組織という点につきまして私どもが検討をいたしておりますことは、事業の場合の企画性について、もう一つはつきりとした実態をつかみたいといふようなこともございまして、これらの活動の実態をさらに見きわめた上で、検討をしてまいりたいといふふうに考えております。

○加藤進君 この点について、文部大臣、広範な子供たちの幸せにつながる問題でございまして、

これは鑑賞団体には助成をした経過はないとか、いろいろ言われましたけれども、私は、文部大臣として未来にならう子供たちのために、当然、政府として何らかの意味の助成を行う必要があるのではなからうかと思ひますが、その点の御所見を重ねて大臣の方からお聞きしたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 子供芸術劇場は、本年は百四十を超えるところまで持つていきたいと思います。先生は地方の子供劇場の重要性を御指摘になりました。これは私も地方の子供劇場といふものが非常に大事であるといふことについて、先生のお考えに共感を持ちます。ただ、その財政的な基礎といふものをどういふふうにしていくかといふことであります。これも先生のお言葉の中にありましたように、現状においては、少額であるけれども地方自治体がある程度の応援をしておられるといふふうに乗つております。そうしますと、この子供芸術劇場、これについては国の力を財政的にも注いでいるわけでありますが、こうしたものも相互に補う、相補的な関係と申しましようか、これがどういふふうなものであるべきか、また、あれがどういふふうなことを、少し勉強の時間をいただきまして、その勉強を十分にいたしました上で、財政的な基礎については考えさせていただきます。しかし、目的をいたしますところは、自発的に起こつてまいります子供のこういう劇場、それから政府が計画して推進しておりますもの、こういうものがかみ合つていくことが望ましいといふ点には変わりはないと思ひます。繰り返しますが、若干の勉強時間をいただきたいといふ考えでございます。

○加藤進君 運動の趣旨、目的については、きわめて有意義なものであると考えると、ただ、助成措置については若干の時間を持つて研究して前向きに処置する、こう理解してよろしうございませぬ。

○国務大臣(永井道雄君) はい。

○加藤進君 わかりました。

それでは、あとの時間にもう一つお尋ねしたいことがありますが、いま子供たちに、茶の間、テレビのコーナー、子供たちといふ問題がございまして、もうあるコーナー、子供たちは子供の愛唱歌にもなつておるといふようなほど、重要な影響を子供たちに与えておるわけでございまして、これも文化的にも、教育上からも軽視できない問題だと思つてございしますが、こういうコーナー、音楽をつくられる作曲家の諸君が、どのような状態にあるかといふ問題でございまして、第一には、この作曲家の作曲活動、創作活動を保障すべき生活条件、こういうものがきつめて厳しい状態にある。一つの作曲をつくらせて、一本二万円から三万円、かせぐに追いつく貧乏なしと申します。かせぐにかせいで、何と月に十五本もつくらなければ生活がでない、こういう作曲家が現にあるわけでございまして、二日に一本です。だから、どのような内容の、どのような深い意味を持つような作品になるかといふことは、ここで推して知るべきだと思ふんです。もう追いまくられて作曲をやつてゐると、こういう状態の作曲が、まさに企業家の手に渡つて、それが全国の子供たちの茶の間に大きな影響を与える、こういう問題でございまして、これは単に作曲家の問題だけではないといふ点が一つあります。

その問題についてお尋ねしたいのは、広告音楽の作曲を依頼される場合に、その作曲家に対して支払いはどんなふうに行われておるのか、この点の御認識をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) コマーシャルソングが、どのような形でもって法律上の処理がされておるかといふことでございまして、第一は、広告主、スポンサーが広告代理店に制作を依頼する、そうすると、広告代理店がさらに広告音楽のプロダクションに発注をするといふことで、そのプロダクションが、作詩、作曲家と委嘱契約を結ぶ、こういうことでございまして、一本幾らと、先ほどのような形におきましてコマーシャルソングが

委嘱され、作品ができるわけでございまして、その委嘱契約の内容をいたしまして、その広告音楽の使用の形態等につきまして、はつきりした文書による契約ではないようでございますけれども、一般的にはそのコマーシャルソングを使うところの放送権といふものを含んだまゝ委嘱料といふような形で支払われておるといふようなのが実情のようでございます。

○加藤進君 そこで問題になるのは、源泉処理といふような言葉でやられてゐますね、その処理の仕方、とにかく作曲をした者がまず支払いを受ける。ところが、支払いを通じて与えたその作曲なるものは、何回これを使つても、これは全部作曲家そのものの収入にはならない、あとは全部、あるいは企業、あるいは民放の収入になる、これはもう遠慮会釈なくその内容、規模が拡大していく、こういう状況にあるわけですね。その間、一度たりとも使用料の応分の分を差し上げますなどといふようなお話は何一つないといふことでございますから、いわば当然作曲家が持つておるはずの著作権さえ、一遍の支払いの授受によつて買ひ取られてしまつたと、こういうような状況に現実にはなつておるわけでございまして、この問題について、作曲家の皆さんからひとしく声が上がつておるのは、われわれは作曲して、そして作品を売るわけだから、作曲料としては当然いただいてゐると、同時に、その作品があるいはテレビで、あるいはラジオ等で、どんな使用されるわけだから、その使用については、その収益の一部として使用料をわれわれは受ける権利がある、これが著作権法に示されてゐる当然の著作権者としての権利ではなからうか、こういう問題が出て、各作曲家の皆さんが組合までつくつて、その主張を出されてきておるといふのが現状でございますけれども、これは著作権法に基づいて、そのような主張や要求が不当であるのか、正当であるのか、私はそのけじめだけは文化庁としてぜひやつてもらわなくてはならぬと思ひますが、その点いかがでございませうか。

○政府委員(安達健二君) 問題は、その場合の委

嘱契約の内容になるわけでございます。つまり、委嘱契約の中で、これは最初の作曲についての報酬だけを委嘱したものの関係であるというのと、それにプラスいたしまして、放送の使用の場合についてはどうするかという内容の明快にすることがまず大事なことだろうと思うのでございまして、現在では文書による契約が余りなされてないという点が、実は不明確なものでございまして、第一点はそれを明快にすることが必要でございまして、ただし、権利者と使用者との間の関係は、一般的に言えば、力の関係と申しますか、そういう関係におきましての契約が結ばれるわけでございまして、やはりその間にそういうコミッションの著作者の方々と使用者との間で、一種の標準契約のようなものを考えていく、そういう契約を標準契約化することの段階におきまして、関係者間で十分な話し合いをして、そしてそれらの権利処理の関係を明快にすると、これは私はまず第一のことでございまして、この点にははつきりすれば、それと著作権法との関係も明快になるということで、私も、そういう標準契約化が大事なことだと思っております。幸いにいたしまして、使用者側にもそういう声があるわけでございまして、そういう形をわれわれとしても期待をいたしてまいりたいと考えているところでございまして。

○加藤進君 最後に、文部省のハンドブックというのが出ておりますから、これについては私は引用はいたしません、特に著作権というものは、著作物の著作物を利用して収益を上げる財産権である、いわば著作し、作曲する方たちにとっては財産権である、こういう重要な問題でございまして、その権利に対して、文化庁は常に著作権の権利が守られておるかどうかが監視しなくちゃならぬという立場でございまして、私は、もう時間がありませんから、あえて細かく申し上げることはできませんけれども、今日個々の作曲家と、あるいは著作権の管理を委託されておる協会と、それ

からまた、その背景にある民放の方々との間にまだ十分な意見の調整ができればというような状況が今日あるようでございまして、そのような問題が今日起こっておるからこそ、私はあえて文部省、文化庁に対して著作権法の趣旨、精神に基づいて、これはもう旧著作権法をつくられた水野錬太郎博士の名著の中にも明確に出されている内容でございまして、この趣旨、精神に基づいてこれに対する指導なり、あるいは助言なりということを進んでやっていただきたいということを期待するわけでございまして、その点についての御答弁を大臣からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(永井道雄君) 著作権法に基づく著作権の保護というものが大事であるということは申すまでもないことでございまして、先ほど文化庁長官から申し上げましたように、ただ、当事者間の契約がどのような形で明確に結ばれているかというところが法的には重要な点でありまして、これは、たとえば音楽に関する著作権に限らず、他の場合にも使用権と著作権の問題というものを生じるわけであります。そこで、われわれ文部省といましては、今後その契約内容というものが明確にされて、著作権を持っている人の利益というものが契約に基づいて明確に保護されますように、そういう精神で今後の動きを見守っていきいたいと考えております。

○加藤進君 そのようにひとつ積極的に善処していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○中沢伊登子君 すでに質問はもう出尽くした感じでございますけれども、締めくくりにような感じで最後に質問をさせていただきます。

現在、文化功勞者に対する年金としてはこの法律に基づく文化功勞者年金、日本学士院及び日本芸術院会員に対する年金、これは先ほどの御答弁によつて給与の意味も含まれているということでございまして、そういったものや、文化功勞者年金が単なる顕彰に對して、学士院及び芸術院の方が顕彰に加えて大臣への建議等、非常勤的な

国家公務員の性格をも持っている、このようなお答えがあったわけですが、そういったようないろいろな三種類のものがあるわけですが、どちらもある人の文化活動のわが国文化の発展に寄与したことをたたえる点においては実質的に同じものであると考えております。しかし、これらの人たちに与えられる年金の額はそれぞれ違っています。その理由はどのようなこととございましてか。

○政府委員(清水成之君) ただいま御指摘の点でございまして、一つは、いま先生お話しのとおり性格から来る問題があるかと思ひます。文化功勞者年金につきましては、今朝来お答えいたしましたように、顕彰という性格でございまして、それから日本学士院並びに芸術院会員年金につきましては榮譽という点がついてございまして、それからお話しのとおり給与的な性格があるか、こういう性格から来る点がございまして。

いま金額が違つておる点も、これもそのとおりでございまして、これまた、一つは沿革の問題もあるわけでございまして、学士院が明治十二年に発足して同年からそういう制度ができた、芸術院につきましては四十年に美術審査委員会というよりなことから発足して途中からこういう金の問題がついてまいつておる、そういうような沿革上の問題、これもあるいは理由にならないとおっしゃればそれまででございますが、そういう理由もある、こういうことでございまして。主として性格の問題でございまして。

○中沢伊登子君 それだけ何えはその点については結構でございますが、文化功勞者と、それから学士院と芸術院、こう三つあるわけですが、もう一つありますのが人間国宝でございまして、このいわゆる人間国宝に指定された者の中で文化功勞者に指定された者は何人いらっしゃるんでしょいか。

○政府委員(内山正君) いわゆる人間国宝、重要無形文化財保持者に認定をされた方で文化功勞者に入つておられる方は五名でございまして。

○政府委員(内山正君) 中村歌右衛門、芸名で申し上げます。松田權六、荒川豊蔵、濱田庄司、それに中村勘三郎、この五名でございまして。

○中沢伊登子君 文化功勞者に指定されながら、しかも、人間国宝になつていらっしゃるわけですね。私、その人間国宝という言葉に大変抵抗を感じておるわけですが、もう少し何かいい言葉はないものであろうかと、こう思ひわけすけれども、この文化功勞者年金がその人の、いま文化功勞者年金をもらっている人がわが国文化の発展への貢献をたたえるという意味では、その対象はその人自身であります。その人自身であるのに対して、いわゆる人間国宝は文化財ということで、その人のわざに対する保護ということでしょう。あるいは後継者養成ということ。そういったようなことで、わざの保持者は保護の対象とはなっていないのではないかと。わざに対しては保護されながら年金が与えられるわけですね。しかも、その年金は百万円でございまして、そのわざを持っている保持者、その保持者に対する保護というのは対象になつていないわけですね。しかし、人間国宝の場合にはわざとその保持者を厳密に区別するということは不可能で、一体のものと言っても当然でございまして。したがって、人間国宝の保持者のわが国文化の発展に対する貢献は非常に大きなものがあるわけで、人間国宝の指定とは別に、そのわざの保持者、これを文化功勞者として指定をし年金を支給すべきではないか、このように考えるわけですが、その点はいかがでございましてか。

○政府委員(内山正君) まず、人間国宝という言葉には抵抗を感じるとのお話でございまして、これは正式には私も重要無形文化財の保持者、認定された保持者ということとございまして、当時この制度が発足したときにマスコミ等で人間国宝という新聞見出し等が出まして、この方がむしろポピュラーになったという実感でございまして。この重要無形文化財の保持者に対します助成は、これはいわゆる御承知のように年金で

なくて、その持っておられる保持者が体に体现しておられるわざを保存していただくための、そのための日ごろの練習、練磨、あるいは後へ保存するための後継者養成というような、そういう活動費の一部を助成するという形のものでございまして、優遇するための年金というような形の、ほかの制度とは異なるものでございまして、その額も五十年度百万円でございまして、この額がその活動の助成に十分であるかという点については問題がございまして、したがって、その活動費に対する助成ということでは、その活動費を支給すべきではないかという御意見につきまして、これは文化財保持者としてその中から選ばれて年金を支給されていらっしゃる方もあるわけでございます。保存のための、わざの保存のための助成ということに關する強化は今後さらに検討してまいらねばならないかと思ひます。したがって、重要無形文化財保持者に対する百万円という金額は、これは年金ではないということとでございます。

○中沢伊登子君 いまお伺ひしたのは、人間国宝といふのはいま七十名いらっしゃる。その中で文化功勞者年金をいただいている方はわずかに五名でございまして、そうすると、あとの六十五名といふのは、いまあなたのおっしゃるお言葉をかりれば、活動費に対する助成ということで年百万円でございまして、そうすると、私はこれはやっぱり相当引き上げるべきだと思ひますが、今後これは十分検討をしていただいて、余りにも差が大き過ぎる、こういう点で、少し御検討いただくと、大臣からちょっと一言お言葉をいただきました。

○國務大臣(永井道雄君) ただいまの先生の御指摘の点につきまして、十分それを勘案いたしまして検討努力をいたします。

○中沢伊登子君 それでは先ほど来、いろいろ議論になっておりました点は、もう少し文化功勞者年金を差し上げる方の幅を広くしたらどうかという点が先ほど来議論になっておりましたね。これ

には審査委員の選考の過程でもいろいろ問題があるかと思ひますが、私が調査をいたしました点では、現在百十八名の文化功勞者年金をいただいている方々の方の種別——種類と申し上げると大変失礼かもしれませんが、自然科学の方が四十八人、それから人文科学の方が二十名、それから文学の方が十五名、それから美術その他という点で三十八名ですね。そこへさほど来からの御答弁によりまして、スポーツ関係では平沼亮三さんとかあるいは三船久蔵さんとか、あの柔道の十段の方ですね。あるいはマナスル登山をされた横春子さんはこの間指定されたわけですが、こういう方をいろいろ拾って見ますと、いわゆる文化功勞者年金というのに自然科学とか人文科学とか、あるいは美術、そういうふうな方が非常にウェイトが大きいわけですね。ですから、その幅をもう少し広げるようにというのが、先ほど来の御質問の中にあつたと思ひますが、その中でいわゆる大衆文化の向上に相当努力をされた中に囲碁とか将棋とか、こういう方もいらっしゃるわけですね。こういう方もこれから対象にされてはいいかかと、こう思ひわけですが、それについてはやっぱり選考委員といふことが、審査委員、そういうところにも相当変わった方もお入れする必要があるんじゃないか、それでなければいわゆる文化といふものが自然科学であつたり、人文科学であつたり、いろんなことになつてしまふわけですね。その辺でこれからの審査委員の選考過程においても少し幅を広げていただいたらどうかであらうか、このように思ひわけですが、さらに、私の存じあげている中では、まあスポーツといへば平沼亮三さんとか、こういうことになるかもしれませんが、そうではなくて隠れたところで青少年の心身の育成のために自分の私財も投げ出して、自分の事業もアルバイト的になつてしまつて、青少年の指導のために一生をささげていらっしゃる、こういう人もいらっしゃるし、それからまた、この間伺つたところでは、これは女性に大に關係があるの

ですが、刺しゅうを教えていらっしゃる先生、この方が、日本政府がやらないからということで台湾にまでわざわざ出かけて、刺しゅうというのはアルバイトみたいなもので、むしろ日本から台湾の方の奥さんになつていらっしゃる、そういう奥様の方を行つてお慰めをしたりごちそうをして差し上げたり、日本のお話をしながら片一方では楽しみたいということで刺しゅうを教えていらっしゃる、こういうふうな方がいらっしゃるわけですね。私いま例としては二つ、三つ申し上げただけですけれども、こういうふうな、ぜひふんいゆる大衆文化といふことが、そういうものに貢献をされた方があちこちにいらっしゃるのに、先ほど申し上げましたように、自然科学は四十八人であつたり、人文科学が二十人とか、こういうふうなウェイトが相當偏つてゐる。この辺をこれからもう少し、選考委員の選考をする過程において幅を広げていただきたい。このことを申し上げておきたいと思ひますが、その点でお答えをいただいて質問を終わります。

○國務大臣(永井道雄君) 文化といふこの觀念といふことが、これは非常に幅が広いですから囲碁、将棋、刺しゅう、まあいろいろのものが入つてき得るわけですね。先ほどから申し上げましたように、私は大衆の文化に貢献された方を含めていくということには非常に大事だと思ひますが、諸外国の例を見ましても、やはりある種の賞といふものは、特に文化の場合、そう全般にわたるといふのでなくて、やはりある種の特色が出てきているのが、事實であるように思ひます。わが国の文化功勞者の場合、榮譽に対して年金を差し上げていくわけですが、これはやはり相當専門的な学術、芸術の方がいままで多かった。これをからつと変えてしまふといふことは、かえつて混乱を招くんではないだらうか。そうしますと、ほかにいろいろな勲章の受章というふうなこともあるわけですね。そういうふうな方も考えていただくという形で、いまの大衆文化への貢献者の問題もやはり対処していくべきではないだらうか。スポーツ

關係者で申し上げますと、これは叙勲の受章者というものが大体相當の數毎年選ばれております。昭和五十年度は二十八人でございまして、四十九年は四十八人、それから先ほどお話が出ました囲碁、将棋の關係者も昭和四十一年から今日までに六人選ばれております。また、そのほか紫綬褒章の受章者にスポーツ關係者が昭和三十年以来三十六人、囲碁、将棋關係者が八人というふうなこととございまして、こういうほかの賞といふものでも大衆文化への貢献者に賞を与えていただくといふのと、それからこの文化功勞者の今後のあり方というものを、相互に、お互いに助け合いながら、眼目といたしまして、これは、先生おっしゃいますように国民文化の向上でございまして、やはり文化功勞者の持つてゐるいままでの伝統的特色といふものは維持しながら、そして同時に全体のことを考えていくべきだ、かように考えております。

○委員長(内藤三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認めます。

加藤君から委員長の手元に修正案が提出されております。

この際、本修正案を議題といたします。

加藤君から修正案の趣旨説明を願ひます。加藤君。

○加藤進君 私は日本共産党を代表して、文化功勞者年金法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明いたします。

案文はすでに委員各位のお手元に配付されておりますので、その朗読は省略させていただきます。

修正の趣旨は、原案において文化功勞者年金の額を政令で定めることとしてゐるのを、議會制民主主義を守り國權の最高機關である国会の審議を重視する立場から、現行のとおり法律で定めるこ

ととし、年金額を経済的諸事情の推移を勘案して二百万円から二百四十万円に引き上げることとするものであります。

以上が修正案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(内藤三郎君) 別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（内藤誉三郎君）御異議ないと認めま
す。

それでは、これより採決に入ります。
まず、加藤君提出の修正案を問題に供します。
加藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔贊成者举手〕

○委員長（内藤馨三郎君） 少数と認めます。よつて、加藤君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部を問題に供します。
 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（内藤三郎君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（内藤三郎君） 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

日は、これにて散会いたします。
午後一時三十一分散会

〔参照〕

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

昭和五十年五月二十一日印刷

に対する修正案

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八條第一項及び第二項の改正規定並びに同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第八条第一項中「二百万円」を「二百四十万円」と改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 この法律による改正前の文化功労者年金法の規定に基づいて昭和五十年度分として支払われた年金は、この法律による改正後の文化功労者年金法の規定による同年度分の年金の内払とみなす。

第五号中正誤	下シ 段 行 誤 七 三 終わり 病も 二 四 " 一 至 三 三 〇 先 拔 選 拔 正
第六号中正誤	下シ 段 行 誤 四 四 終わり 質 議 " " " 席 堯 言 御 堯 言 正
第七号中正誤	下シ 段 行 誤 一 一 終わり 今 後 二 三 意 向 今 度 正